

議 案 第 4 号

石川県立高等学校規則の改正等について

1 提案理由

民法の一部改正等に伴い、以下のとおり関係規定を整備する必要があるため

2 改正する規定等

(1) 民法の一部改正に伴うもの

①石川県立高等学校規則の一部改正

(2) 教育委員会事務局内の組織改正等に伴うもの

①室の廃止及び設置の告示

②駐在地の指定の告示

③市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部改正

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条

4 改正案

別添のとおり

5 施行年月日

令和2年4月1日

## 石川県立高等学校規則の改正等について

1	改正概要	1
2	改正する規定等	
	(1) 民法の一部改正に伴うもの	
	・石川県立高等学校規則の一部改正	2
	(2) 教育委員会事務局内の組織改正等に伴うもの	
	・室の廃止及び設置の告示	5
	・駐在地の指定の告示	7
	・市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部改正	8

# 改正概要

## 1 改正する規定及び改正内容等

### (1) 民法の一部改正に伴うもの

#### ①石川県立高等学校規則の一部改正

県立学校に入学を許可された者に提出を義務付けている誓約書において、保証人が支払いの責を負う上限の額を「石川県立学校条例に定める授業料」と明記するもの（特別支援学校も同規定を準用）

### (2) 教育委員会事務局内の組織改正等に伴うもの

#### ①室の廃止及び設置の告示

教員確保・指導力向上推進室（学校指導課内）を廃止するもの  
教育振興・教員確保指導力向上推進室（庶務課内）を新設するもの

#### ②駐在地の指定の告示

令和3年度全国高等学校総合体育大会の開催準備のため県立桜丘高等学校に職員を駐在させるもの

#### ③市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部改正

学校給食栄養に関する技術を処理するため、新たに「栄養主査」の職名を設けるもの

## 2 施行年月日

令和2年4月1日

石川県立高等学校規則の一部を改正する規則（案）

石川県立高等学校規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第二十号）」に改める。

第二十二條中「条例の定めるところによる」を「石川県立学校条例（昭和三十九年石川県条例第四十二号）及び石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の定めるところによる」に改める。

第四号様式中

「  
現住所  
氏 名 氏 名  
生 年 生 年  
月 日 月 日  
」

「入学者氏名欄に限り、入学者本人が署名する場合、押印を省略することができます」を「入学者氏名欄は、入学者本人が署名すること」及び「授業料等」を「石川県立学校条例に定める授業料」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○石川県立高等学校規則の一部改正（昭和三十七年教育委員会規則第三号）

新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 石川県立高等学校（第十八条を除き、以下「高等学校」という。）は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、中学校及び義務教育学校の後期課程における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>第二十二條 授業料、入学検定手数料、入学手数料及び証明書交付手数料に関する事項については、石川県立学校条例（昭和三十九年石川県条例第四十二号）及び石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の定めるところによる。</p>	<p>第一条 石川県立高等学校（第十八条を除き、以下「高等学校」という。）は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、中学校及び義務教育学校の後期課程における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>第二十二條 授業料、入学検定手数料、入学手数料及び証明書交付手数料に関する事項については、条例の定めるところによる。</p>

○ 石川県立高等学校規則(昭和37年石川県教育委員会規則第3号) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第4号様式(第13条関係)</p> <p>誓約書</p> <p>私は石川県立 高等学校に入学を許可された上は、校則を堅く守り、専心勉学してみだりに退学転学はいたしません。</p> <p>現住所 氏 生 年 月 日 名</p> <p>(注) 入学者氏名欄は、入学者本人が署名すること。</p> <p>上記何某入学を許可された上は、校則を堅く守らせ、同人に係る一切の事件は私どもにおいて引き受け石川県立学校条例に定める授業料の納入を怠つたときはいつでも代納いたします。</p> <p>年 月 日 石川県立 高等学校校長 様</p> <p>現住所 本人との続き柄 保護者 氏 生 年 月 日 名</p> <p>現住所 本人との続き柄 保証人 氏 生 年 月 日 名</p>	<p>第4号様式(第13条関係)</p> <p>誓約書</p> <p>私は石川県立 高等学校に入学を許可された上は、校則を堅く守り、専心勉学してみだりに退学転学はいたしません。</p> <p>現住所 氏 生 年 月 日 名</p> <p>(注) 入学者氏名欄に限り、入学者本人が署名する場合、押印を省略することができます。</p> <p>上記何某入学を許可された上は、校則を堅く守らせ、同人に係る一切の事件は私どもにおいて引き受け授業料等の納入を怠つたときはいつでも代納いたします。</p> <p>年 月 日 石川県立 高等学校校長 殿</p> <p>現住所 本人との続き柄 保護者 氏 生 年 月 日 名</p> <p>現住所 本人との続き柄 保証人 氏 生 年 月 日 名</p>

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により設置した教員確保・指導力向上推進室は、令和2年3月31日限り廃止した。

令和2年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、令和2年4月1日次のとおり室を設置した。

令和2年 月 日

石川県教育委員会

1 名称

教育振興・教員確保指導力向上推進室

2 位置

石川県教育委員会事務局内

3 分掌事務

- (1) 教育振興基本計画に関すること。
- (2) 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地を令和2年4月1日次のとおり指定した。

令和2年4月 日

石川県教育委員会

金沢市大樋町

(注) 金沢市大樋町 金沢桜丘高等学校 )

市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則（昭和六十一年石川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表事務主査の項の次に次のように加える。

栄養主査
------

上司の命を受け、学校給食栄養に関する技術进行处理する。
-----------------------------

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部改正 新旧対照表

改正案		現行	
<p>(事務職員等の職の基準)                      第二条 事務職員等の職の基準は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>(事務職員等の職の基準)                      第二条 事務職員等の職の基準は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
技 師	術に従事する。	技 師	術に従事する。
主 事	上司の命を受け、一般事務に従事する。	主 事	上司の命を受け、一般事務に従事する。
主任技師	上司の命を受け、学校給食栄養に関する技術に従事する。	主任技師	上司の命を受け、学校給食栄養に関する技術に従事する。
主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。	主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
栄養主査	上司の命を受け、学校給食栄養に関する技術処理する。	主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
事務主査	上司の命を受け、事務をつかさどる。	事務主査	上司の命を受け、事務をつかさどる。
事務長	上司の命を受け、事務を処理する。	事務長	上司の命を受け、事務を処理する。
職	職 務	職	職 務